

登 載 依 頼

熊本県監査委員公告第7号

平成13年11月19日及び平成14年7月30日から平成14年10月4日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成15年5月23日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	倉	重	英	剛
同	早	川		明

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部税務課	平成14年 8月30日及び10月 4日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項)</p> <p>県税の未収金（6,616,401,590円）について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>平成13年度も12年度に引き続き県税確保強化対策に取組み、滞納者への早期催告及び早期の滞納処分を強化するとともに、新規取組として「滞納繰越分整理強化期間」を設け滞納繰越額の圧縮を図ったほか、県下一斉休日・夜間催告及び納税・相談窓口開設等に税務職員一丸となって取り組んだ。</p> <p>このような取組の結果、滞納繰越分の収入率は11.4%から12.3%と0.9ポイント上昇した。</p> <p>また、未収金から徴収猶予など、法的な保留分を除いた滞納整理対象額は、35億200万円から33億8,600万円と1億1,600万円の圧縮となった。</p> <p>現在も税収を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、平成14年度は13年度より3ヶ月早めて4月に「県税確保強化対策実施要領」を策定し、13年度の取組みを更に徹底することにより、滞納整理の強化を図り、徴収困難事案への速やかな対応や自動車税滞納者との接触強化に努めることとしている。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部生活保護・援護課、地域医療推進課（旧医務福祉課分）	平成14年8月28日及び8月30日	平成14年12月16日
<p>（報告公表事項）</p> <p>生活保護費返還徴収金の未収金(12,207,761円)及び看護師等修学資金貸付金回収金の未収金（3,792,001円）について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>（改善措置）</p> <p>生活保護費返還徴収金の未収金については、平成12年度に作成した未収金発生の未然防止、徴収の徹底を柱とする「生活保護費返還金・徴収金についての未収金取扱方針」及び「未収金回収事務処理マニュアル」に従い、年度当初に各県福祉事務所に対してヒアリングを実施し、各債務者に対する徴収目標の設定及び四半期ごとに報告を求める等の指導を行った。</p> <p>看護師等就学資金貸付金の未収金については、各看護師養成所へ未収金の発生防止への協力を依頼するとともに債務者に対する自宅訪問、文書、電話による催告、連帯保証人への催告を行う等、未収金回収に向けての徴収対策を講じた。また、所得が特に低い債務者については、分割納入等、実態に応じた指導を行った。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部家庭福祉課 (旧児童家庭課分)	平成14年8月20日及び8月30日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項)</p> <p>児童扶養手当返納金の未収金(21,386,090円)、母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金(42,506,691円)及び児童保護費負担金の未収金(20,871,554円)について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>児童扶養手当返納金の未収金については、債権発生を防止するため、市町村及び県福祉事務所担当職員を対象とした研修会を実施し、申請者又は受給者に対する報告義務の指導及び異動の際のチェック強化を依頼した。</p> <p>また、未納ケースの分類等による合理的な徴収計画と督促を引き続き実施するとともに、家庭訪問等による面接、追跡調査や県外居住者についても訪問徴収を行うなどの徴収強化を図った。</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、各地域振興局福祉課が貸付決定及び未収金の回収を実施しているが、滞納の発生を防止するため、償還開始前の返済計画確認、口座振替による返済を引き続き推進した。</p> <p>また、地域振興局福祉課に対し、滞納ヒアリング、保健福祉環境副部長等会議や研修会等を通し、徴収強化を指導(連帯借受人・連帯保証人への催告、定期的な電話連絡等)した。</p> <p>児童保護費負担金の未収金については、負担金の決定、徴収を行っている福祉総合相談所に児童相談課第一係を中心とした児童保護費負担金チーム(7名)を設置し、当該負担金の関係業務を一元化するとともに、債権管理の徹底、納入指導計画に基づいた活動の徹底など、徴収強化を図った。</p> <p>また、児童家庭課においても、福祉総合相談所が行う訪問徴収に同行した。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部知的障害福祉課、 精神保健福祉課 (旧障害保健福祉課分)	平成14年8月9日及び8月22日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項)</p> <p>知的障害者保護費負担金の未収金(6,402,984円)、精神障害者措置入院費負担金の未収金(1,999,400円)、児童保護費負担金の未収金(36,136,280円)及びこども総合療育センター負担金の未収金(1,010,500円)について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>知的障害者保護費負担金については、未収金が発生している主な要因として、入所者本人に支払われている障害者基礎年金を入所者の家族が生活困窮等を理由に生活費として利用していることがあげられる。</p> <p>その対策として、障害基礎年金の管理を家族の管理から入所している施設管理への移行を進めた結果、平成13年度末に未収金が100万円以上の大口滞納者(2人)については、施設管理に移行が完了し、計画的な納入が行われている。</p> <p>平成15年度からは支援費制度移行に伴い権限が移譲されることから、今まで以上に徴収を担当する各福祉事務所と連携を取りながら未収金の解消に努めていきたい。</p> <p>精神障害者措置入院費負担金の未収金については、納入義務者が低所得者であることもあり、納入実績が上がらないが、納入義務者宅への家庭訪問による定期的納入の督促や納入誓約書の提出指導による未収金の解消に努めた。</p> <p>児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金の未収金については、負担金の決定、徴収を行っている福祉総合相談所に児童相談課第一係を中心とした児童保護費負担金チーム(7名)を設置し、当該負担金の関係業務を一元化するとともに、債権管理の徹底、納入指導計画に基づいた活動の徹底など、徴収強化を図った。また、障害保健福祉課においても、福祉総合相談所が行う訪問徴収に同行した。なお、未収金が発生する大きな要因の一つである、入所者本人に支給されている障害者基礎年金を、家族が生活費として利用しているケースについては、可能な限り施設への管理へ移行するよう今後とも家族との協議を重ねていき、未収金の解消に努めていきたい。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
環境生活部自然保護課	平成14年9月6日及び9月11日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項)</p> <p>熊本県鳥獣保護センターの管理及び業務運営事務の委託について、受託者から提出された平成13年度の収支決算書に虚偽の記載があった。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>決算書等調査の結果、1,044,263円の未執行額があることが判明したため町からの協議に基づき返還の措置を行った。(納入期限:3月28日)</p> <p>委託契約額 29,744,000円 執行額 28,699,737円 未執行額 1,044,263円(返還額)</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部工業振興課	平成14年8月26日及び9月2日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項)</p> <p>阿蘇ソフトの村の建設について、土地の一部が買収されているが、企業の進出が見込めない状況にある。計画の見直しを含め今後の方針を明確にすること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>阿蘇ソフトの村事業については、平成2年の事業着手後、10年以上が経過したが経済状況の悪化やソフト関連企業の立地に係る環境が変化中、企業誘致の可能性は極めて困難な状況が続くものと思われる。当部では、多方面での活用を含め、検討を行っているところである。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部経営金融課	平成14年8月21日及び9月2日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項)</p> <p>中小企業振興資金貸付金の未収金（1,986,430,598円）について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>債務者及び保証人に対する徴収を強化し、回収が困難な債権については抵当権の実行による不動産競売等の検討を進めている。また、新たな延滞が発生しないよう貸付事前審査の徹底、経営面の指導強化に努めている。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部労働雇用課	平成14年8月8日及び8月22日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項)</p> <p>中小企業従業員住宅使用料の未収金（17,294,091円）について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>中小企業従業員住宅使用料の未収金については、滞納金返済計画書に基づき返済計画の履行を促すとともに、引き続き督促等による未収金の解消を図り、連帯保証人に対しては、資産売却等による一括償還についての勧奨を行い、その資産状況（登記簿等）の把握に努めた。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部農業団体金融課	平成14年9月4日及び9月13日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項) 農業改良資金貸付金償還金の未収金 (20,406,000 円) について、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>分割による償還及び負債整理資金への借り換え等により 8 人(13件)、14,062,000円を回収済み。残り 4 人(12件)、 6,344,000円については、引き続き戸別訪問を行う等して早期延滞回収に努める。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部農村計画課 (旧農地建設課分)	平成14年8月19日及び8月27日	平成14年12月16日
<p>(報告公表事項) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金 (104,655,710円) について引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>土地改良区との十分な連携のもと、受益農家の負担金支払いの意識の高揚を図りながら、次のような対策を講じ、未収金の解消に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良区に対して「未納解消対策」を講じさせるとともに、納入計画書の提出を指示。 2 土地改良区が行う臨戸徴収への同行。 3 受益農家に向けたチラシの作成及び配布。 4 理事との意見交換会の実施。 5 繰上償還の指導。 6 営農指導による農家経営安定。 7 地域振興局との連携強化。 		